

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 27 年 9 月 7 日
仙台市国家戦略特別区域会議

- 1 国家戦略特別区域の名称
「仙台市 国家戦略特別区域」
- 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容
 - (1) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業
内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例
(国家戦略特別区域法第 24 条の 4 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)
新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立を促進するため、仙台市が所轄庁として実施する NPO 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2 月から 2 週間に短縮する。【平成 27 年 9 月より実施】
 - (2) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業
内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例
(国家戦略特別区域法第 12 条の 4 に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業)
保育士不足解消に向けて、仙台市がその市内全域において、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成 28 年度より実施】
- 3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果
区域計画の実施により、保育士確保による女性の社会参加が促されるとともに、社会起業の増加による社会的課題の解決と雇用の創出の両立が図られ、仙台市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。